

徳島「まるごとパビリオン」実証事業 仕様書

1 委託業務名

徳島「まるごとパビリオン」実証事業

2 委託業務の目的

2025年大阪・関西万博に向けて、「徳島まるごとパビリオン基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、「徳島全体がまるごとコンテンツ」であるとのコンセプトのもと、万博会場から徳島へ、「人・モノ・コト・情報」の流れを創出するため、徳島県内で展開するコンテンツのラインナップ確定及び魅力的かつ効果的な情報発信のあり方を実証する。

3 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

4 委託業務の内容

本委託で実施する業務は、次の(1)～(5)とする。

なお、業務の実施に当たっては、委託者と十分に協議・調整すること。

(1) 統一コンセプトの設定

事業実施前に、「プランナー及びデザイナー」を置いた上で、本事業における「統一コンセプト」を設定し、事業の質を確保しながら事業展開を行うこと。なお、プランナー及びデザイナーは兼任を可能とする。

(2) モデルコンテンツの作成

① 内容

上記(1)を踏まえ、「基本計画」、別紙「市町村提案コンテンツ」及び「DMO提案コンテンツ」を参照しながら、2025年に向けて県内で展開するラインナップの具体的なモデル(写真・ストーリー・概要説明文・アクセス・窓口・料金等)について、10コンテンツを作成すること。

なお、作成にあたっては、県関係課や市町村、DMOなどの関係団体へ取材等の上、作成すること。

② 時期

契約締結日から令和5年8月下旬まで

(3) 令和6年度以降の事業展開案の作成

① 内容

上記(1)～(2)を踏まえ、令和6年度以降の事業展開案を作成すること。
なお、作成にあたっては、事業実施場所や予算などを含め、具体的な内容とすること。

② 時期

- ・ 中間案：契約締結日から令和5年8月下旬まで
- ・ 最終案：令和5年8月下旬から同年11月中旬まで

(4) 実証イベントの開催

① 内容

上記(1)～(3)を踏まえ、六本木ヒルズ「アリーナ」及び「大屋根プラザ」を会場として、「実証イベント」を開催すること。

開催にあたっては、「基本計画」を踏まえ、魅力発信及び誘客を行うためのコンテンツの「見せ方やしかけ」(先端技術の活用、体験型、オンラインによる双方向型イベント、マルシェ、ステージイベント等)を2025年を見据えて戦略的に展開すること。

また、イベント開催後に、モデルコンテンツの評価や見せ方、しかけの検証を行うための仕組み(来場者へのアンケートシステム導入、商談会の同時開催による関係者へのヒアリング等)を組み入れること。

なお、事業遂行にあたっては、会場管理者である「森ビル株式会社」(東京)と緊密な連携がとれる体制を構築すること。

<会場参考 URL>

- ・ 六本木ヒルズ「六本木ヒルズアリーナ」
https://www.hillsmediaspace.com/space_rh_detail01.html
- ・ 六本木ヒルズ「大屋根プラザ」
https://www.hillsmediaspace.com/space_rh_detail02.html

② 時期

令和5年11月11日(土)から同月12日(日)まで

※ 準備日: 令和5年11月10日(金)

※ 撤去日: 令和5年11月12日(日)

(5) モデルコンテンツの検証・改善・拡大

① 内容

上記(1)～(4)を踏まえ、モデルコンテンツの評価や見せ方、しかけを検証し、改善を行うこと。

また、改善を踏まえて、2025年に向けて県内で展開するラインナップの具体的なコンテンツ(写真・ストーリー・概要説明文・アクセス・窓口・料金等)について、50コンテンツを作成すること。

なお、作成にあたっては、県関係課や市町村、DMOなどの関係団体へ取材等の上作成すること。

② 時期

令和5年11月中旬から令和6年3月上旬まで

5 成果品、提出期限及び納品場所

(1) 成果品及び提出期限

- ① モデルコンテンツのパネル 10枚(提出期限: 令和5年8月下旬)
- ② モデルコンテンツの電子データ 一式(提出期限: 令和5年8月下旬)
- ③ 令和6年度以降の事業展開案 一式
(提出期限: 令和5年8月下旬(中間案)、令和5年11月中旬(最終案))
- ④ 実証イベントの実施報告書 一式(提出期限: 令和5年11月下旬)
- ⑤ 拡大後のコンテンツのパネル 50枚(提出期限: 令和6年3月上旬)
- ⑥ 拡大後のコンテンツの電子データ 一式(提出期限: 令和6年3月上旬)

(2) 納品場所

徳島県政策創造部万博推進課とする。

6 成果品等についての留意事項

- (1) 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。
- (2) 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するため作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）は、委託者に帰属し、本業務終了後においても委託者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

7 成果品に対する責任の範囲

- (1) 受託者は、本業務終了後においても、成果品に瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に基づき、成果品の訂正を実施しなければならない。なお、これらに要する費用は、受託者の負担とする。
- (2) 成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより、当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 業務実施に当たっての留意事項

(1) 業務実施体制

受託者は、業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること。

(2) 業務計画

受託者は、業務の開始に当たっては、本業務の実施における具体的な業務工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を提出すること。

本業務における契約締結後、速やかに着手し、業務工程表に従い完了させること。

(3) 本業務に係る委託者との打合せ

本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、委託者と緊密に連絡を取りながら進め、その指示及び監督を受けなければならない。

(4) 再委託について

業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託することは原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待できるときは、委託者と協議し、承認を得ること。

(5) 秘密の保持

- ① 受託者は、業務遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ② 本業務の遂行に当たり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じなければならない。
- ③ 本業務の遂行に伴い取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のため、徳島県個人情報保護条例の規定により、必要な措置を講じなければならない。

(6) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに県と協議して決定すること。